平成２６年（行ツ）第１３２号被上告人福岡県選挙管理委員会指定代理人
末弘　孝之
荻原　憲介
宮嵜　敬介
石橋　孝彦
平成２６年（行ツ）第１３２号被上告人佐賀県選挙管理委員会指定代理人
熊﨑　康春
鳥越　俊克
橋本　高宏
藤田　朋広
平成２６年（行ツ）第１３２号被上告人長崎県選挙管理委員会指定代理人
大﨑　義郎
上原　大善
黒島　　航
永川　慎吾
阿比留一興
永田　愛美
平成２６年（行ツ）第１３２号被上告人大分県選挙管理委員会指定代理人
川野　幸男
一丸　淳司
清水　　豊
平成２６年（行ツ）第１３２号被上告人熊本県選挙管理委員会指定代理人
原　　悟
中川　浩徳
山本　智勇
島本　真樹
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人ら指定代理人
大西　勝滋
鈴木　秀孝
髙橋　理恵
稲玉　　祐
新保　裕子
中島伸一郎
下宮　浩幸
吉田　一作
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人東京都選挙管理委員会指定代理人
谷口　淳二
星野　亮子
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人茨城県選挙管理委員会指定代理人
鹿志村　泉
青木　祐人
中村　一紀
久保田裕介
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人栃木県選挙管理委員会指定代理人
荒井　一浩
秋田　正史
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人群馬県選挙管理委員会指定代理人
浦部　賢徳
富澤　孝史
熊川　拓也
霜田　知宏
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人埼玉県選挙管理委員会指定代理人
木部　　康
柏本　耕司
大塚　和則
真仁田和俊
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人千葉県選挙管理委員会指定代理人
池本　幸司
坂田　裕昭
千代田優基
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人神奈川県選挙管理委員会指定代理人
中村佐知子
高橋　卓也
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人新潟県選挙管理委員会指定代理人
川上　克也
大島　正也
本間　拓男
高橋　卓人
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人山梨県選挙管理委員会指定代理人
村松　茂樹
関　　尚史
佐原　淳仁
烏谷　卓也
依田　貴司
藤森　大輔
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人長野県選挙管理委員会指定代理人
堀内　昭英
久保　友二
小林　弘一
三森　和子
平成２６年（行ツ）第１５４号被上告人静岡県選挙管理委員会指定代理人
島村　明利
山梨　正人
山田　琢也
山岸　達生
櫻井　克紀
夏目　　命

原審原告高里良夫ほか５人，原審被告大阪府選挙管理委員会ほか５人間の双方上告による選挙無効請求事件について，平成26年11月26日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）
平成２６年（行ツ）第１１７号，第１１８号
判　　決
当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり
上記当事者間の大阪高等裁判所平成25年（行ケ）第５号ないし第10号各選挙無効請求事件について，同裁判所が平成25年12月18日に言い渡した判決に対し，原審原告ら及び原審被告らから上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。
主　　文
１　原審被告らの上告に基づき，原判決を次のとおり変更する。
原審原告らの請求をいずれも棄却する。
２　原審原告らの上告を棄却する。
３　訴訟の総費用は原審原告らの負担とする。
理　　由
平成26年（行ツ）第117号上告代理人升永英俊ほかの上告理由及び同年（行ツ）第118号上告代理人都築政則ほかの上告理由について
１　本件は，平成25年７月21日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について，大阪府選挙区，京都府選挙区，兵庫県選挙区，滋賀県選挙区，奈良県選挙区及び和歌山県選挙区の選挙人である原審原告らが，公職選挙法14条，別表第３の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下，数次の改正の前後を通じ，平成６年法律第２号による改正前の別表第２を含め，「定数配分規定」という。）は憲法に違反し無効であるから，これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。
２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。
⑴　参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）は，参議院議員の選挙について，参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区分し，全国選出議員については，全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方，地方選出議員については，その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め，都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとし，各選挙区ごとの議員定数については，定数を偶数としてその最小限を２人とする方針の下に，各選挙区の人口に比例する形で，２人ないし８人の偶数の議員定数を配分した。昭和25年に制定された公職選挙法の定数配分規定は，上記の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり，その後に沖縄県選挙区の議員定数２人が付加されたほかは，平成６年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成６年改正」という。）まで，上記定数配分規定に変更はなかった。なお，昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正（以下「昭和57年改正」という。）により，参議院議員の選挙についていわゆる拘束名簿式比例代表制が導入され，参議院議員252人は各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが，この選挙区選出議員は，従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。その後，平成12年法律第118号による公職選挙法の改正（以下「平成12年改正」という。）により，比例代表選出議員の選挙制度がいわゆる非拘束名簿式比例代表制に改められるとともに，参議院議員の総定数が10人削減されて242人とされ，比例代表選出議員96人及び選挙区選出議員146人とされた。
⑵　参議院議員選挙法制定当時，選挙区間における議員１人当たりの人口の最大較差（以下，各立法当時の「選挙区間の最大較差」というときは，この人口の最大較差をいう。）は2.62倍（以下，較差に関する数値は，全て概数である。）であったが，人口変動により次第に拡大を続け，平成４年に施行された参議院議員通常選挙（以下，単に「通常選挙」といい，この通常選挙を「平成４年選挙」という。）当時，選挙区間における議員１人当たりの選挙人数の最大較差（以下，各選挙当時の「選